

(第1面)

<p>産業廃棄物収集運搬業許可申請書</p> <p style="text-align: right;">〇〇年〇〇月〇〇日</p>	
<p>松江市長 殿</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">                 住所は登記事項証明書に記載されている住所を正確に記入します。             </div> <p>申請者</p> <p>住所 松江市〇〇町〇〇番地</p> <p>氏名 株式会社 △△</p> <p style="padding-left: 20px;">代表取締役 松江 太郎</p> <p>電話番号 0852-〇〇-〇〇〇〇</p>
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
<p>事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。))及び積替え又は保管を行うかを明らかにすること。</p>	<p>廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、がれき類以上4種類。石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、水銀含有ばいじん等であるものを除く。積替え保管行為を行う。</p>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">                 取り扱う品目をすべて記入します。石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等については、「含む」か「除く」かを記入します。積替え保管行為を行う場合はそのように記載します。             </div>	
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 松江市〇〇町〇〇番地 電話番号 0852-〇〇-〇〇〇〇</p> <p>事業場 松江市〇〇町字△△〇〇番(駐車場) 松江市〇〇町字×番(駐車場) 松江市〇〇町字△〇番(積替え保管場所) 電話番号 0852-〇〇-〇〇〇〇</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>別紙第2面「3. 運搬施設の概要」のとおり</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地：松江市〇〇町字△△〇番</li> <li>・面積：〇〇㎡</li> <li>・産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず等、がれき類の4種類(石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む)</li> <li>・積み上げることができる高さ△△m</li> <li>・積替えのための保管上限：××㎡</li> </ul>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">                 ・事務所の所在地は、事務所の所在する住所を記載します。                  ・事業場の所在地は、土地の登記簿上所在している地番を、「駐車場」「積替え保管場所」ごとにすべて記載します。字(あざ)がある場合は字も記載します。             </div>	
<p>※事務処理欄</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">                 ・積替え・保管を行う場所の、土地の登記簿上の地番、面積、産業廃棄物の種類、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等については、「含む」か「除く」かを記入します。                  ・高さ制限は、屋外で容器を用いずに保管する場合に記入します。             </div>

押印は不要です。

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
	松江市	12920○○○○○○○
	島根県	3204○○○○○○○
	鳥取県	
<p>・保有する処理業許可をすべて記入します。 ・多数の場合は別紙添付してください。</p>		
申請者(個人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍所
(法人である場合)		
(ふりがな)名称	ふりがなも記載します。	所
<small>かぶしがいしゃ</small> 株式会社 △ △		松江市○○町○○番地
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本籍所
(法人である場合)		
(ふりがな)名称		住所
該当なし		該当がない場合は「該当なし」と記載します。
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍所
該当なし		
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍所
まつえ たろう 松江 太郎	S30.1.1 代表取締役	松江市○○町××番地 松江市○○町△△番地
まつえ はなこ 松江 花子	S30.1.1 取締役	松江市○○町××番地 松江市○○町△△番地
<p>・法人の登記事項証明書に記載のある役員(監査役含む)が該当しますが、役員と同等以上の支配力を有する者がいる場合は、その者も記入します。 ・本籍地と住所は、略字や番地を省略せずに、住民票のとおりに入ります。</p>		

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	1000株		出資の額	1,000千円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本	籍
		割	合	住
まつえ たろう 松江 太郎	S30. 1. 1	500万円	松江市〇〇町××番地	
		50%	松江市〇〇町△△番地	
まるかぶしがいしゃ 〇株式会社		300万円		
		30%	松江市〇〇町〇〇番地	
		株式数又は出資金額を記載する欄は、単位(株、円)も記入します。	本籍地と住所は、略字や番地を省略せずに、住民票や登記事項証明書のとおり記入します。	

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
該当なし			
	・支店等の代表者(契約締結の権限を有する者)がいる場合は該当者を記入します。 ・該当がない場合は「該当なし」と記載します。		

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府

※手数料

- ・手数料は、申請時にお渡しする納入通知書で金融機関に納付いただきます。
- ・産業廃棄物収集運搬業の新規許可申請は 81,000 円、更新許可申請は 73,000 円です。
- ・納付後、領収書写しをメール(kankyuu-taisaku@city.matsue.lg.jp)又は fax(0852-55-5497)で送信してください。

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

島根県内の建設現場で発生する産業廃棄物を排出者の委託を受けて収集運搬する。  
 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、がれき類（石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む）については、積替え・保管行為を行う。

- ・具体的に記載します。（どの業種から発生した廃棄物なのか等）
- ・積替え・保管を行う廃棄物の種類、積替え・保管行為を行う旨を記載します。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	（特別管理） 産業廃棄物 の 種 類	運搬量 （t/月又は m <sup>3</sup> /月）	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 （処分場の名称及び所在地）
1	廃プラスチック類	50t/月	固体	島根県内の排出事業者	松江市〇〇町字△ △〇番	排出業者の指定する島根 県内の処分業者
2	がれき類	100t/月	固体	□□建設株 松江市〇町△番地	松江市〇〇町字△ △〇番	△△産業（有） 松江市〇〇町□番地
3	金属くず	20t/月	固体	島根県内の排出事業者	松江市〇〇町字△ △〇番	排出業者の指定する島根 県内の処分業者
4	ガラスくず 等	200t/月	固体	島根県内の排出事業者	松江市〇〇町字△ △〇番	同上
5	上記のうち 石綿含有産 業廃棄物	10t/月	固体	島根県内の排出事業者	松江市〇〇町字△ △〇番	同上
6	上記のうち 水銀使用製品 産業廃棄物	10t/月	固体	島根県内の排出事業者	松江市〇〇町字△ △〇番	同上
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取り扱うすべての産業廃棄物の種類を記載します。</li> <li>・運搬量は見込み量を記入します。</li> <li>・予定排出事業場が未定な場合は「島根県内の排出事業者」等と記入します。</li> <li>・積替え又は保管を行う場所は、第1面で記載した積替え保管場所の所在地を省略せずに記載します。</li> <li>・予定運搬先が未定な場合は「排出者の指定する島根県内の処分業者」等と記載します。</li> <li>・石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を取り扱う場合は、それぞれ一行を使用して記載します。</li> </ul>					
8						
9						
10						

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(第2面)

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	キャブオーバ	島根100わ1234	3400kg	株式会社 △△	マグネット
2	キャブオーバ	島根100わ5678	2500kg	株式会社 △△	マグネット
3	キャブオーバ	島根100わ9012	3000kg	松江 次郎	マグネット
4					
5	<p>・本欄に書ききれない場合は、別紙一覧表とすることも可能です。</p> <p>・車体の形状は車検証に記載されている「車体の形状」欄に記載します。</p> <p>・車検証の備考欄で「積載物は、土砂等以外のものとする」の限定のある車両では、土砂等に該当する産業廃棄物(がれき類、鉋さい、コンクリートくず等、汚泥)を運搬することができません。備考欄に土砂禁止と記載してください。</p> <p>・備考欄には、運搬車両の表示方法「マグネット式」、「ペイント」等と記載してください。</p> <p>・使用者、所有者とも申請事業者以外の場合は、「賃借契約書」等の写しが必要です。</p>				
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地	松江市〇〇町〇〇番地		事務所の所在地は、第1面で記載した事務所の所在地を記載します。		
駐車場の所在地	松江市〇〇町字△△〇〇番 松江市〇〇町字×番		駐車場の所在地は、第1面で記載した駐車場の所在地を記載します。		
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
シート	飛散防止のため	5m×5m	5枚		
フレコンバック	石綿含有産業廃棄物	1m <sup>3</sup>	10袋		
プラスチック容器	水銀使用製品産業廃棄物	100ℓ	1個		

・別紙第5面、5.(1)運搬に際し講じる措置、(2)積替え又は保管施設において講ずる措置 に出てくる運搬施設をすべて記載します。

・容量には、大きさを記載し、備考欄には、数量(個数)を記載します。

・写真が未提出の場合は添付してください。(第7面)

・含水率が高い物を運搬する場合は、水密性容器を用意します。

(3) 積替施設又は保管施設の概要

・所在地: 松江市〇〇町字△△〇番

・面積: 〇〇㎡

・産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、かたき類の4種類 (石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む)

・積み上げることができる高さ△△m

・積替えのための保管上限:  $\times \times \text{m}^3$

◎申請受理後、現地確認を実施します。確認事項は以下のとおりです。(日程は別途連絡します)

1. 積替え場所の要件

- ①周囲に囲いが設けられていること。(あるいは、区画が明確に示されていること)
- ②積替え場所であることの表示がされていること。
- ③飛散、流出、地下浸透、悪臭の対策がとられていること。
- ④衛生害虫等が発生しないようにしてあること。

2. 保管場所の要件

- ①周囲に囲いが設けられていること。(あるいは、区画が明確に示されていること)
- ②見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。

イ 縦横60cm以上

ロ 次に掲げる事項が表示されていること。

- (1)産業廃棄物の保管場所であること。
- (2)保管する産業廃棄物の種類
- (3)保管場所管理者の氏名・名称、連絡先
- (4)屋外で容器を用いずに保管する場合、保管の最大高さ
- (5)最大保管量

- ③保管量が 1日の平均搬出量の7日分を超えないこと。
- ④飛散、流出、地下浸透、悪臭の対策がとられていること。
- ⑤汚水が生ずる場合、排水溝等の設置や底面を不透水性の材料で覆うこと。
- ⑥屋外で容器を用いずに保管する場合、次に定める高さを超えないこと。

イ 囲いに接しない箇所は50%の勾配以下。

ロ 囲いに接する箇所。

- (1)囲いの接点が上端から50cm以下。
- (2)囲いの接点から2m内側までが、囲いの上端から50cm以下。

- ⑦その他必要な措置 (石綿含有産業廃棄物、特別管理産業廃棄物等)
- ⑧衛生害虫等が発生しないようにしてあること。
- ⑨保管場所が他の目的 (排出事業者としての保管場所や処分業での保管場所等) に使用されていないこと。

※委託物と自社物が混在しないようにしてください。

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

①キャブオーバ：廃プラスチック、金属くず、ガラスくず等、がれき類の運搬

※なお、土砂等の積載が禁止されているダンプ（島根◇◇え91-23）では、がれき類、ガラスくず等は運搬しません。

・限定しない場合は「限定なし」と記入します。

・土砂禁止の車両がある場合は、土砂を運搬しない旨を記載します。

(2) 収集運搬業務を行う時間

午前8時から午後5時

収集運搬業務を行う予定の時間と休業日を記入します。

(3) 休業日

日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日）

従業員数の内訳

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
2人	0人	0人	2人	4人	4人	0人	12人

第2面と矛盾がないか確認します。

兼務がある場合は、重複して計上することのないようカッコ書きで記入します。

注意)本記載例はあくまで「例示」であり、実際の申請にあつては実態に即した内容を記載してください。

(第5面)

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・ 廃棄物をシートで覆い飛散流出を防止する。
- ・ 石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物と混ざらないようにフレコンバックに入れ、破損しないように丁寧に運搬する。また、運搬にあたっては、法令に加え石綿含有廃棄物等処理マニュアルに従う。
- ・ 水銀使用製品産業廃棄物は破砕することがないように、他の物と混合することがないようにプラスチック容器に入れ丁寧に運搬する。また、運搬にあたっては法令に加え水銀廃棄物ガイドラインに従う。
- ・ 道路交通法を遵守し、廃棄物の過積載はしない。
- ・ 悪臭、騒音、振動によって生活環境保全上支障を生じないように必要な措置を講ずる。

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

- ・ 産業廃棄物の飛散防止に努め、地下浸透防止のための必要な排水溝その他の設備を設置し、底面を不浸透性の素材で覆う。
- ・ 囲い、柵等を設け、看板を設置する。
- ・ 石綿含有産業廃棄物の積替え・保管場所では、その他の廃棄物と混合しないよう仕切りで隔てる等石綿含有産業廃棄物等処理マニュアルに従う。
- ・ 水銀使用製品産業廃棄物の積替え・保管場所では、その他の廃棄物と混合しないように保管するほか、水銀廃棄物ガイドラインに従う。
- ・ 積替え作業を行う際には、飛散・流出しないよう散水し、周りに人がいないことを確認したうえで慎重に作業を行う。また、強風、大雨の際には作業をしない。

(3) その他

- ・ 環境保全については、社内教育を徹底する。
- ・ 苦情には誠意をもって対応する。



(第6面)  
運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号	
前 面 写 真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・車両の前面（真正面）を撮影すること。</li><li>・ナンバープレートが確認できること。</li></ul>
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・車両の側面（真横）を撮影すること。</li><li>・名称等の車体の表示が確認できること</li></ul> <p>既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。</p> <p>車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p> <p style="text-align: right;">撮影 年 月 日</p>

(第7面)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 容器等の全体が写るように撮影すること。</li></ul>			

運搬容器等の名称		用途	
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 容器等の全体が写るように撮影すること。</li></ul>			

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

内 訳	金 額 (千円)
事業の開始に要する資金の総額	既存の施設を使用するため、新たな資金は必要としない。
土地	<p>新規許可の場合は、出来るだけ詳細に記載します。</p> <p>更新許可の場合で、新たに施設等を導入しない場合は「既存の施設を使用するため、新たな資金は必要としない」と記載します。</p>
事務所	
収集運搬車両	
積替保管施設	
調 達 方 法	自己資金
	借入金
	(借入先名)
	その他
	増資

備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること